

最高裁秘書第770号

令和3年3月22日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

令和3年2月17日付け（同月19日受付、第020969号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

令和元年7月22日付け契約書（産業廃棄物の収集運搬業務）（片面で15枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には、公にすることにより法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（印影）が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第2号イに定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの交付

担当課 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）

契 約 書

産業廃棄物（以下「廃棄物」という。）の収集運搬（以下「処理」という。）に関し、発注者司法研修所（以下「発注者」という。）と受注者日本興業株式会社（以下「受注者」という。）とは、次の条項及び別紙（仕様書）のとおり請負契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

（業務の名称等）

第1条 業務の名称、収集場所、契約期間及び契約金額は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 産業廃棄物の収集運搬業務
- (2) 収集場所 埼玉県和光市南二丁目3番8号 司法研修所
- (3) 契約期間 契約締結日から令和元年8月30日までに処分完了
ただし、収集運搬は同年7月31日まで
- (4) 契約金額 金47,520円

（うち消費税及び地方消費税相当額3,520円）

（事業範囲の許可証の提出）

第2条 受注者の事業範囲は、添付の許可証の写しのとおりである。

なお、許可事項に変更があったときは、受注者は、速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを速やかに提出する。

（廃棄物の品目及び数量）

第3条 発注者が、受注者に処理を委託する廃棄物の品目、規格及び数量等は、別紙（仕様書）のとおりとする。

（契約保証金）

第4条 受注者は、契約保証金の納付を要しないものとする。

（債権譲渡の禁止）

第5条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を発注者の書面による承諾を得た場合を除き、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。
(保管)

第6条 受注者は、発注者から委託された廃棄物の保管を行う場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。関連する政令省令と併せて以下「法令」という。）に定める保管基準を遵守し、かつ、第1条で定める履行期限内に確実に処分できる範囲で行う。

（マニフェスト）

第7条 発注者は、産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）に必要事項を記載し、A票（排出事業者保管）を除いて受注者に交付する。

なお、受注者は、本契約締結後、速やかにマニフェストを必要数用意する。

2 受注者は、廃棄物を受注者の事業場に搬入の都度、マニフェストB1票（収集運搬業者保管）、B2票（運搬終了）、C1票（処分業者保管）及びD票（処分終了）に必要事項を記載し、B2票（運搬終了）を運搬終了日から10日以内に発注者に送付する。

3 発注者はマニフェストA票、B2票、D票及び処分完了後に受注者から送付されるE票（最終処分終了）を、受注者はマニフェストB1票を5年間保存する。

（契約書保存）

第8条 発注者及び受注者は、契約書及び契約書に添付される書面を契約の終了から5年間保存する。

(法令等の遵守)

第9条 受注者は、法令、関係法令及び行政指導等を遵守して、廃棄物の処分を行わなければならない。発注者もまた、排出事業者として法令等を遵守しなければならない。
(業務の報告及び検査)

第10条 受注者は、発注者から委託された業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、業務終了報告書は、マニフェストD票（処分終了）をもって代えることができる。

2 発注者は、業務終了報告書を受理した日から起算して10日以内に発注者が指定する検査職員に必要な検査をさせ、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の検査に合格しなかった旨の通知を受けた場合には、発注者の指示に従い遅滞なく必要な措置を講じ、検査職員の再度の検査を受けなければならぬ。
(代金の支払)

第11条 受注者は、前条の検査に合格した旨の通知を受けた場合には、遅滞なく適法な代金の支払請求書を発注者に提出するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求書を受理した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に、受注者の指定する銀行口座に振り込むことにより支払うものとする。
(履行遅滞による賠償)

第12条 発注者は、約定期間に内に代金の支払をしなかった場合には、遅延損害金を受注者に支払わなければならぬ。

2 受注者は、その責めに帰す事由により業務を遅滞した場合には、遅延損害金を発注者に支払わなければならぬ。

3 前二項の遅延損害金は、第1項の場合においては支払が遅延した金額に対し、遅延日数に応じ年5.0パーセントの割合で、前項の場合においては遅延した業務の代金に相当する金額に対し、遅延日数に応じ、年5.0パーセントの割合で計算した額とする。ただし、その額に100円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、その額が100円未満である場合はその支払を要しないものとする。
(検査の遅延)

第13条 発注者が、その責めに帰すべき事由により第10条第2項又は第3項に規定する期間内に検査を完了しなかった場合には、その期間を経過した日から検査を完了した日までの日数（以下「遅延期間」という。）を約定期間から差し引くものとする。この場合において遅延期間が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前条第1項及び第3項に規定する遅延損害金を受注者に支払うものとする。
(発注者の義務と責任)

第14条 発注者は、処理を委託する廃棄物の種類、数量、性状（形状、成分、有害物質の有無及び臭気）、荷姿、取り扱う際に注意すべき事項等の必要な情報を受注者に通知しなければならない。

2 発注者は、処分を委託する廃棄物に処分に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないようにしなければならない。万一混入したことにより受注者の業務に重大な支障

を生じ、又は生ずるおそれがあるときは、受注者は、委託物の引き取りを拒むことができる。受注者の業務に支障を生じた場合、発注者は、処分料金の支払い義務を免れず、他に損害が生じたときは、その賠償の責にも任ずるものとする。

(受注者の義務と責任)

第15条 受注者は、発注者から委託された廃棄物を、発注者の収集場所から廃棄物の処分場まで、法令等に基づき適正に運搬しなければならない。この間に発生した事故については、発注者の責に帰すべき場合を除き、受注者が責任を負う。

(業務の調査、監督等)

第16条 発注者は、この契約に係る受注者の廃棄物の処理が法令等の定めに基づき、適正に行われているかを確認するため、監督職員を定めて次に掲げる事項を行わせることができる。

- (1) 受注者に対する当該処理の状況に係る報告の請求
- (2) 業務の工程管理、立会い、指示又は協議

(再委託の禁止)

第17条 受注者は、発注者から委託された廃棄物の処理を他人に委託してはならない。ただし、契約期間中に車両が故障した場合等やむを得ない理由により、業務を他人に委託せざるを得ない事由が生じた場合は、受注者は、法令に定める再委託基準に従い、あらかじめ発注者からの書面による承諾を得て、業務を再委託することができる。

(内容の変更)

第18条 発注者及び受注者は、履行期限の変動等については、発注者、受注者で協議の上、変更内容を書面で定めることとする。

(守秘義務)

第19条 発注者及び受注者は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方に係る事項を第三者に漏らしてはならない。

(発注者の契約解除権)

第20条 発注者は、受注者（その代理人及び使用人を含む。）が次の各号の一に該当する場合には、この契約を解除できる。

- (1) この契約の条項若しくは仕様書に違反した場合
 - (2) 監督職員の監督若しくは検査職員の検査を妨げ、又は妨げようとした場合
 - (3) 詐欺その他の不正行為をし、又はしようとした場合
 - (4) その他この契約の目的を達することができないと認められる場合
- 2 前項の規定による契約の解除に伴う費用は、受注者の負担とする。
- 3 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、業務の既済部分が検査に合格したものがあるときは、これに相当する代金を受注者に支払うものとする。

(受注者の契約解除権)

第21条 受注者は、発注者がこの契約の条項に違反し、又は著しくこれと異なる指示をしたため業務を実施することが不能になった場合には、この契約を解除できる。

- 2 前項の規定による契約の解除に伴う費用は、発注者の負担とする。

3 受注者が、第1項の規定により契約を解除した場合において、業務の既済部分が検査に合格したものがあるときは、発注者はこれに相当する代金を受注者に支払うものとする。

(契約解除権の制限)

第22条 前条又は第20条の規定によりこの契約を解除するにあたって、この契約に基づき発注者から引き渡しを受けた廃棄物の処理を受注者が完了していないときは、当該廃棄物を発注者、受注者双方の責任で処理した後でなければ、この契約を解除できない。(違約金)

第23条 第20条又は第21条の規定により契約が解除された場合には、発注者又は受注者は、違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を受注者又は発注者の指定する期限内に支払わなければならない。

(談合等の不正行為にかかる違約金)

第24条 受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当する場合には、発注者の請求に基づき、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期限内に支払わなければならない。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（同委員会が、受注者に対して、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行い、又は確定した当該納付命令を独占禁止法第63条第2項の規定により取り消した場合を含む。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定による排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものといい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。ただし、受注者が独占禁止法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときはこの限りでない。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 受注者又は受注者の代理人の刑法第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の契約金額の10分の1に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期限内に支払わなければならない。

- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項、第8項又は第9項の規定の適用があるとき。
- (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人（受注者が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法に抵触する行為をしていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 受注者は、契約の履行を理由として、前二項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
(談合等の不正行為にかかる発注者の契約解除及び違約金に関する遅延利息)

第25条 受注者が前条の違約金を発注者の指定する期限内に支払わないときは、発注者は何らの通知催告を要せずこの契約の全部又は一部を解除することができるものとし、受注者は当該期限を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない
(属性要件に基づく契約解除)

第26条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認めるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同法第2条第6号に規定する暴力団員又は第32条第1項第2号ないし第4号に規定する者及び団体をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
(行為要件に基づく契約解除)

第27条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第28条 受注者は、前二条のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 受注者は、前二条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、すべての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第29条 受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負契約人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者に該当する再請負人等との契約を解除させるようにしなければならない。

2 発注者は、受注者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該解除対象者である再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者である再請負人等との契約を解除させるための措置を講じないとときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第30条 発注者は、第26条、第27条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

2 受注者は、発注者が第26条、第27条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、第23条に定める方法等に従いその損害を賠償するものとする。

(不当要求等に関する通報等)

第31条 受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団又は暴力団員等、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当要求等」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当要求等の事実を発注者に報告し、さらに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

(紛争の解決)

第32条 この契約書の各条項において発注者及び受注者が協議して定めるものにつき、協議が整わない場合その他この契約に関し発注者、受注者間で紛争が生じた場合には、発注者及び受注者が協議により選任した者のあっせん又は調停によりその解決を図ることとする。この場合における紛争の処理に要する費用は、発注者及び受注者が協議して特別の定めをした場合を除き各自これを負担する。

(協議)

第33条 この契約に定めのない事項その他疑義のある場合は、発注者及び受注者が誠意

をもって協議して定めるものとする。

この契約の証として、本契約書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自これを保有する。

令和元年 2月 22日

発注者 埼玉県和光市南二丁目3番8号
司法研修所
司法研修所事務局長 染谷武宣



受注者 埼玉県和光市本町20番14号
日本興業株式会社
代表取締役 五十嵐敏江



(別紙)

仕 様 書

1 業務の名称

司法研修所における産業廃棄物の収集運搬業務

2 収集場所

埼玉県和光市南二丁目3番8号 司法研修所

3 契約期間

契約締結日から令和元年8月30日(金)までに処分完了

ただし、収集運搬は契約締結日から同年7月31日まで

4 廃棄物の種類、品目、規格及び数量等

別表のとおり(廃プラスチック類: 6m³相当)

5 業務内容

(1) 発注者が保管する産業廃棄物を集積場所から収集し、運搬する。

なお、業務内容については、契約書各条項及び関係法令に従うものとする。

(2) 収集運搬の日時等は、あらかじめ発注者と協議の上、決定する。

6 受注者の条件

産業廃棄物収集運搬業の許可を有すること。

7 一般的な事項

(1) 受注者は、発注者にあらかじめ作業員名簿を提出し、その承認を受ける。

また、作業員の変更があったときも、同様とする。

(2) 収集作業等により産業廃棄物が飛散した場合には、速やかにこれを清掃すること。

(3) 排出事業者送付用の産業廃棄物マニフェスト伝票は、産業廃棄物の運搬及び処分が終わり次第、速やかに発注者に送付すること。

(4) 作業に当たっては、担当係官の指示に従い、安全確認を行い、けが等の事故が起こらないように十分注意すること。

(5) 受注者は、業務完了後、速やかに作業完了報告書(産業廃棄物マニフェスト(B2票))を発注者に提出し、発注者が指定する検査職員の検査を受けるものとする。

(6) 本件業務上、事故等が発生した場合には、事故等の大小にかかわらず、すべて担当係官に連絡した上で、受注者において処理する。

(7) 本仕様書に定めのない事項その他疑義のある場合には、その都度、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(別表)

1. 委託する産業廃棄物の種類及び数量

種類	数量
廃プラスチック類	6 m ³

2. 収集運搬費（税別）

内容	1台当たり単価 (単位:円)	車両数 (単位:台)	価格 (単位:円)
廃プラスチック類 運搬費	22,000	2	44,000

許可番号 01102037012

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 埼玉県和光市本町20番14号

氏名 日本興業 株式会社
代表取締役 五十嵐 敏江

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 上田清司

許可の年月日 平成28年3月2日

許可の有効年月日 平成33年1月15日

1. 事業の範囲

- (1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を除く。）
 (2) 取り扱える産業廃棄物の種類

燃え殻

汚泥

廃油

廃プラスチック類(*)

紙くず

木くず

繊維くず

動植物性残さ

ゴムくず

金属くず

ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず(*)

がれき類(*)

以上12種類

※ 産業廃棄物の種類に(*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ
該当なし3. 許可の条件
特になし

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
昭和63年2月26日	指令西環第5-195号	新規許可
平成18年1月16日	指令西環第1-282号	更新許可
平成18年3月2日	指令西環第9-24号	変更許可(品目追加)
平成23年3月4日	指令廃施第9-1296号	更新許可
平成28年3月2日	指令廃施第9-1291号	更新許可

5. 積替え許可の有無 有・無
※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

有・無

(以下余白)

許可番号 01120005938

住 所 埼玉県所沢市東所沢和田三丁目1番地10

氏 名 株式会社 木下アレンド
代表取締役 木下 公次

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事

上田 清司

許可の年月日

平成28年 8月29日

許可の有効年月日

平成35年 8月28日

1. 事業の範囲

中間処理

破碎：廃プラスチック類、木くず（伐採根を除く。）、ゴムくず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず（一辺の長さが1mを超える廃建材及び廃石膏ボードを除く。）以上4種類

圧縮：廃プラスチック類（軟性のものに限る。）、紙くず（再生利用に供するものに限る。）、金属くず 以上3種類

溶融：廃プラスチック類（廃発泡スチロールに限る。）以上1種類

2. 事業の用に供するすべての施設

施設等の所在地

埼玉県所沢市大字坂之下字内明改原1143番1の一部、1143番1、1143番6、1143番7 以上4筆（面積2837.10m²）に限る。
処理施設及び保管施設の概要は裏面のとおり。

3. 許可の条件

- (1) 中間処理及び処理に伴う保管は、2.に掲げる場所で行うこと。
- (2) 中間処理は、裏面に掲げる処理施設で行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指 令 番 号	変 更 内 容
昭和55年 3月10日	指令環第1851号	新規許可
平成19年 6月 6日	指令廃指第261号	変更許可（1種類の追加）
平成21年 2月25日	指令廃環第1474号	変更許可（破碎施設の追加）
平成28年 3月29日	指令西環第18-8号	更新許可（優良認定）
平成30年 5月11日	—	変更届（保管施設の変更）

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

— 有 — 無 —

平成30年6月20日 西環第5-12号 2/3

許可番号 01120005938

処理施設の種類及び能力等

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
破碎施設	4.64t/日 (8時間)	廃プラスチック類 以上1種類	平成3年3月29日
	4.64t/日 (8時間)	ゴムくず 以上1種類	
	17.52t/日 (8時間)	ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。) 及び陶磁器くず(一辺の長さが1mを超える廃建材 及び廃石膏ボードを除く。) 以上1種類	
破碎施設	4.80t/日 (8時間)	木くず(伐採根を除く。) 以上1種類	平成21年2月25日
圧縮施設	96.00t/日 (8時間)	廃プラスチック類(軟性のものに限る。)、 紙くず(再生利用に供するものに限る。)、 金属くず 以上3種類	平成13年10月1日
溶融施設	1.85t/日 (8時間)	廃プラスチック類(廃発泡スチロールに限る。) 以上1種類	平成22年9月3日

保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
廃プラスチック類、木くず(伐採根を除く。)、紙くず(再生利用に供するものに限る。)、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。) 及び陶磁器くず(一辺の長さが1mを超える廃建材及び廃石膏ボードを除く。) 以上6種類	111.0m ²	2.0m(屋外)
廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。) 及び陶磁器くず(一辺の長さが1mを超える廃建材及び廃石膏ボードを除く。) 以上4種類	38.0m ²	1.3m(屋外)
廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。) 及び陶磁器くず(一辺の長さが1mを超える廃建材及び廃石膏ボードを除く。) 以上2種類	26.3m ²	0.9m(屋外)
廃プラスチック類 以上1種類	23.1m ²	1.0m(屋外)
廃プラスチック類 以上1種類	29.4m ²	1.3m(屋外)
ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。) 及び陶磁器くず(一辺の長さが1mを超える廃建材及び廃石膏ボードを除く。) 以上1種類	5.8m ²	1.3m(屋外) (2.1mコンテナ×2個)
廃プラスチック類(廃発泡スチロールに限る。) 以上1種類	7.0m ²	2.6m(屋外) (2.1mコンテナ×4個)
廃プラスチック類 以上1種類	8.4m ²	1.7m(屋外) (9.9mコンテナ×1個)

平成 30 年 6 月 20 日 西環第 5-12 号 3/3

許可番号 01120005938

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
廃プラスチック類、木くず（伐採根を除く。）、ゴムくず、紙くず（再生利用に供するものに限る。）、金属くず 以上 5 種類	5.8m ²	1.3m（屋外） (2.1m ³ コンテナ×2個)
金属くず 以上 1 種類	32.5m ²	1.3m（屋外）
紙くず（再生利用に供するものに限る。） 以上 1 種類	3.0m ²	1.3m（屋外） (2.1m ³ コンテナ×1個)
木くず（伐採根を除く。） 以上 1 種類	61.8m ²	1.7m（屋外）

（以下余白）

